

平成 29 年 度

財政援助団体等監査結果報告書

平成 29 年 12 月 19 日

北見市監査委員

平成 29 年度財政援助団体等監査結果

1 監査対象団体の選定

北見市から運営費、事業費に係る財政的援助等を受けた団体について、全ての部局から抽出選定した。

2 監査対象団体等の名称

- (1) 一般社団法人 北見消費者協会 (市民環境部)
消費生活相談員養成事業補助金
- (2) 日本赤十字社北見市地区 (保健福祉部)
日本赤十字社北見市地区啓蒙啓発事業補助金
- (3) 社会福祉法人 遊子社 緑ヶ丘遊子児童館 (子ども未来部)
放課後児童健全育成事業費補助金
- (4) 北見蔬菜組合 (農林水産部)
農村地域活性化支援事業補助金
- (5) 職業訓練法人 北見地方職業能力開発協会 (商工観光部)
職業訓練法人北見地方職業能力開発協会補助金
- (6) 端野町緑と花のまちづくり推進協議会 (端野総合支所)
端野町緑と花のまちづくり推進協議会補助金
- (7) インターナショナルオホーツクサイクリング北見市常呂町実行委員会 (常呂総合支所)
インターナショナルオホーツクサイクリング北見市常呂町実行委員会補助金
- (8) 留辺蘂地域防犯協会 (留辺蘂総合支所)
留辺蘂地域防犯協会補助金
- (9) 北見市・高知市小中学校教育交流推進委員会 (学校教育部)
北見市・高知市小中学校教育交流推進事業費補助金
- (10) NHK杯カーリング選手権大会実行委員会 (社会教育部)
NHK杯カーリング選手権大会開催補助金

3 監査の範囲

平成 28 年度の財政的援助に係る出納及びこれらに関連する事務

4 監査の期間

平成 29 年 10 月 16 日 (月) から平成 29 年 12 月 5 日 (火) まで

5 監査の主眼

各団体に対し支出された公金（補助金、負担金等）が交付目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、また、財政的援助に係る出納経理が適正に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

（1） 所管部

- ・ 団体に対する指導監督状況
- ・ 補助金等交付に係る一連の支出事務手続き
- ・ 当該補助金の見直し状況等

（2） 団体

- ・ 交付目的を踏まえた事務事業の執行状況
- ・ 出納簿等関係帳票及び領収書等の書類整備、記録、保存状況
- ・ 会計経理上の責任体制と内部けん制状況
- ・ 規約等の整備及び内部監査の実施状況

6 監査の方法

補助金等交付申請書及び実績報告書等の一連の書類をはじめ、予算書、決算書、出納簿など収入・支出等関係書類の提出を求め審査を行うとともに、所管部の担当職員から説明を聴取した。

なお、商工観光部所管に係る財政援助団体等の監査に当たっては、地方自治法第199条の2の規定に基づき浦昌哉監査委員を除斥した。

7 監査の結果

監査を実施した結果、出納その他関連する事務について、一部に是正又は改善を要する事項がみられたので、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務に万全を期すること。

継続的に行っている補助事業であるが、事務手続きに確認不足が伺われることから、事務処理手順を再検証するとともに、引き続き課内研修を重ね、対象とならなかった他の補助金等についても適正な事務を徹底されたい。

また、団体との関係においては、十分な意思疎通を心がけ、公益の実現が当該事業の主たる目的であり、公金を投入する意味であるという認識を共有できるよう努められたい。

各団体の補助対象事業に係る概要並びに監査結果及び意見は次のとおりである。

(1) 一般社団法人 北見消費者協会

消費生活相談員養成事業補助金

ア 当該事業の目的について

消費者基本法に則り、消費者の利益の擁護及び増進に関する事業を行い、消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

イ 平成 28 年度の主な事業について

当該協会が北見市消費者生活センターの相談業務を受託するにあたり、北海道消費者協会が行う養成講座を受講し、新たな専門相談員を養成し、当該センターの相談体制を強化することで、市民の消費生活の安定向上を目指す。

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
450,346 円 (うち市補助金 445,000 円)	450,346 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助金等交付概算払申請書に決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・補助金等交付実績報告書の添付書類の記載に不足がある。

(2) 日本赤十字社北海道支部北見市地区

日本赤十字社北見市地区啓蒙啓発事業補助金

ア 当該事業の目的について

日本赤十字社の災害救護等の諸活動は、市民から寄せられる浄財が支えとなっているが、まだ市民に浸透していない状況にあるため、啓蒙チラシを作成し、より一層の住民周知を図る。

イ 平成 28 年度の主な事業について

赤十字活動の P R チラシの配布、赤十字救急法講習会の実施等

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
499,369 円 (うち市補助金 200,000 円)	499,369 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助金等交付申請書等の添付書類に記載誤りがあった。

- ・継続的に補助を行っている事業であるため、団体の会計規程等の策定に向けて指導されたい。
- ・補助金等交付申請書等に決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・補助団体の事務を市が担う場合は、諸規程に基づき必要な手続きを行われたい。

(3) 社会福祉法人 遊子社 緑ヶ丘遊子児童館

放課後児童健全育成事業費補助金

ア 当該事業の目的について

下校後、保護者が家庭にいない児童に対して一定時間組織的に指導し、児童の危険防止と健全育成の充実を図る。

イ 平成 28 年度の主な事業について

法人立の児童福祉施設に併設した児童館において、保育所の専門的な養育機能を活用し、保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を与える。

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
8,328,886 円 (うち市補助金 7,796,000 円)	8,328,886 円	0 円

[結果と意見]

- ・児童館の運営について 3 つの補助金が支出されているが、3 つの補助申請が一緒に起案されており、決定されている。北見市文書事務取扱規程に基づき、事案ごとに作成されたい。

(4) 北見蔬菜組合

農村地域活性化支援事業補助金

ア 当該事業の目的について

農村地域の活性化に向けた取り組みの支援を通じ、地域産業の核となる農業の振興、ひいては地域の活性化を図る。

イ 平成 28 年度の主な事業について

生産者顔写真入りシール、似顔絵入り結束テープの製作。

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
692,409 円 (うち市補助金 300,000 円)	692,409 円	0 円

[結果と意見]

- ・概ね適正であるが、団体の支出事務に関して、より安全な方法で行うよう指導されたい。

(5) 職業訓練法人 北見地方職業能力開発協会

職業訓練法人北見地方職業能力開発協会事業補助金

ア 当該事業の目的について

北見市内の技能者のレベル向上を図り、職業能力開発の一層の普及を行う。

イ 平成 28 年度の主な事業について

- (ア) 職業訓練、技能講習、認定職業訓練等の実施
- (イ) 技能検定受験促進、技能大会への参加促進
- (ウ) その他市長が特に必要と認めた事業

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
5,699,190 円 (うち市補助金 2,239,500 円)	5,699,190 円	0 円

[結果と意見]

- ・対象事業の補助金額に影響を及ぼすものではないが、事業費等の記載誤りや添付資料漏れがあった。補助金等交付申請書等の内容を十分確認した上で、補助金の決定・確定に努められたい。
- ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。

(6) 端野町緑と花のまちづくり推進協議会

端野町緑と花のまちづくり推進協議会補助金

ア 当該事業の目的について

市民、市、各関係機関が一体となって、豊かなみどりと美しい花でつつみ、潤いとゆとりのある快適な生活環境を作り上げる。

イ 平成 28 年度の主な事業について

端野町緑と花のまちづくり推進協議会事業を支援することにより、みどり豊かな活力ある環境をつくるため、市民の意識高揚を図ることを目的とする。

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
2,388,643 円 (うち市補助金 2,020,000 円)	2,388,643 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助金等交付申請書の様式に誤りがある。
- ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。

(7) インターナショナルオホーツクサイクリング北見市常呂町実行委員会

インターナショナルオホーツクサイクリング北見市常呂町実行委員会補助金

ア 当該事業の目的について

インターナショナルオホーツクサイクリングの開催にあたりサイクリストの北見市常呂町での受け入れとイベント等の実施によりサイクリングの普及発展と地域間交流を通して地域情報を発信しながら地域の活性化を図る。

イ 平成 28 年度の主な事業について

インターナショナルオホーツクサイクリングの常呂町開催部分の会場施設の管理及び歓迎会の実施。

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
964,701 円 (うち市補助金 764,701 円)	964,701 円	0 円

[結果と意見]

- ・全体事業の計画書しか添付されておらず、補助対象事業である北見市常呂町事業の目的、内容が具体的でない。
- ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
- ・補助団体に会計規程、決裁規程が定められていない。経理責任体制を明確にし、適正な事務処理を行うよう指導されたい。

(8) 留辺蘂地域防犯協会

留辺蘂地域防犯協会補助金

ア 当該事業の目的について

防犯意識の高揚、犯罪のない明るい社会の実現に寄与する。

イ 平成 28 年度の主な事業について

防犯思想の啓蒙宣伝、街頭の実践活動など。

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,180,002 円 (うち市補助 429,000 円)	1,180,002 円	0 円

[結果と意見]

- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助要綱を策定し、補助目的や補助範囲を明確にされたい。
- ・文書管理システムにより決裁を行っていないものがあつた。
- ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。

(9) 北見市・高知市小中学校教育交流推進委員会

北見市・高知市小中学校教育交流推進事業費補助金

ア 当該事業の目的について

北見市開拓ゆかりの地 高知市と姉妹校盟約を結び、北見市の歴史や風土への高知市との関連、並びに、文化及び伝統の相互の理解を深める。

イ 平成 28 年度の主な事業について

高知市から訪問団を招き、北見市・高知市の小中学校間の教育交流を行う。

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
290,978 円 (うち市補助金 290,978 円)	290,978 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助団体の事務を市が担う場合は、補助金交付事務の適正な執行の観点から、諸規程に基づき必要な手続きを行われたい。
- ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助要綱を策定し、補助目的や補

助範囲を明確にされたい。

- ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。

(10) NHK杯カーリング選手権大会実行委員会

NHK杯カーリング選手権大会開催補助金

ア 当該事業の目的について

大会開催を通じ、カーリングの普及・振興を図る。

イ 平成 28 年度の主な事業について

第 37 回NHK杯カーリング選手権大会の企画、運営、実施その他の業務。

ウ 平成 28 年度の収支状況について

収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
1,503,001 円 (うち市補助金 833,000 円)	1,503,001 円	0 円

[結果と意見]

- ・補助団体の事務を市が担う場合は、諸規程に基づき必要な手続を行われたい。
- ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。

監査結果に基づき講じた措置(平成30年8月9日公表)

次のとおり市長及び教育委員会から、平成29年度財政援助団体監査結果に基づく措置の通知がありました。

各団体に係る「監査結果と意見」及び措置結果について

団 体 名	一般社団法人 北見消費者協会（消費生活相談員養成事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付概算払申請書に決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。 ・補助金等交付実績報告書の添付書類の記載に不足がある。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りにつきましては、誤りの顛末について別途決裁いたしました。 ・すでに提出を受けている補助金等交付実績報告書の添付書類の記載不足を指導するとともに、今後、適正な事務処理を行うよう指導いたしました。

団 体 名	日本赤十字社北海道支部北見市地区（日本赤十字社北見市地区啓蒙啓発事業補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書等の添付書類に記載誤りがあった。 ・継続的に補助を行っている事業であるため、団体の会計規程等の策定に向けて指導されたい。 ・補助金等交付申請書等に決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。 ・補助団体の事務を市が担う場合は、諸規程に基づき必要な手続きを行われたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・既に提出を受けている補助金等交付申請書等の添付書類の記載誤りを指導するとともに、今後、適正な事務処理を行うよう指導いたしました。 ・団体に対し、会計規程等を策定するよう指導し、平成29年度に会計規程、事務局規程及び事務決裁規程を策定したとの報告を受けております。 ・補助金等交付申請書等の決裁区分の誤りにつきましては、誤りの顛末について別途決裁いたしました。 ・平成29年度に関係規程に基づき職務専念義務の免除に関する手続を行いました。

団 体 名	社会福祉法人 遊子社 緑ヶ丘遊子児童館（放課後児童健全育成事業費補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館の運営について3つの補助金が支出されているが、3つの補助申請が一緒に起案されており、決定されている。北見市文書事務取扱規程に基づき、事案ごとに

	作成されたい。
措置結果	・平成 29 年度については、補助事業ごとに補助金の精算を行い、平成 30 年度からは補助事業ごとに起案を作成するよう改善いたしました。

団体名	北見蔬菜組合（農村地域活性化支援事業補助金）
結果と意見	・概ね適正であるが、団体の支出事務に関して、より安全な方法で行うよう指導されたい。
措置結果	・団体の支出事務に関して、その都度振込みを行うなど、より安全な方法で行うよう指導いたしました。

団体名	職業訓練法人 北見地方職業能力開発協会(職業訓練法人北見地方職業能力開発協会事業補助金)
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・対象事業の補助金額に影響を及ぼすものではないが、事業費等の記載誤りや添付資料漏れがあった。補助金等交付申請書等の内容を十分確認した上で、補助金の決定・確定に努められたい。 ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な事務を行うよう団体へ指導するとともに、今後、提出書類の確認を十分に行うなど、適正な事務処理を行ってまいります。 ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りにつきましては、誤りの顛末について別途決裁いたしました。

団体名	端野町緑と花のまちづくり推進協議会（端野町緑と花のまちづくり推進協議会補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付申請書の様式に誤りがある。 ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・既に提出を受けている補助金等交付申請書につきましては、様式の誤りを指導し、現行の様式での書類の再提出を受けました。 ・補助金等交付概算払の決裁区分の誤りにつきましては、決裁区分を訂正いたしました。

団 体 名	インターナショナルオホーツクサイクリング北見市常呂町実行委員会(インターナショナルオホーツクサイクリング北見市常呂町実行委員会補助金)
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・全体事業の計画書しか添付されておらず、補助対象事業である北見市常呂町事業の目的、内容が具体的でない。 ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。 ・補助団体に会計規程、決裁規程が定められていない。経理責任体制を明確にし、適正な事務処理を行うよう指導されたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・今後は、補助対象事業である北見市常呂町事業の写真等の事業内容が分かる資料を添付するよう指導いたしました。 ・平成 29 年度以降、関係規程等に基づき適正な事務処理を行っております。 ・団体に対し、会計規程等を定めるよう指導し、平成 29 年度に会計規程を策定したとの報告を受けております。

団 体 名	留辺蘂地域防犯協会（留辺蘂地域防犯協会補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助要綱を策定し、補助目的や補助範囲を明確にされたい。 ・文書管理システムにより決裁を行っていないものがあつた。 ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助目的や補助範囲が明確となるよう、平成 29 年度に留辺蘂地域防犯協会補助金交付要綱を制定いたしました。今後は、同要綱に基づき適正な事業を進めてまいります。 ・今後は、文書管理システムにより適切な決裁処理を行ってまいります。 ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りにつきましては、誤りの顛末について別途決裁いたしました。

団 体 名	北見市・高知市小中学校教育交流推進委員会（北見市・高知市小中学校教育交流推進事業費補助金）
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助団体の事務を市が担う場合は、補助金交付事務の適正な執行の観点から、諸規程に基づき必要な手続きを行われたい。 ・継続的に補助を行っている事業であるため、補助要綱を策定し、補助目的や補助範囲を明確にされたい。

	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・補助団体に対して、会則の改正及び会計規程など各種規程の整備を求め、会計処理などが明確となるよう指導しました。 ・継続的な補助対象団体への今後における補助金交付の取り扱いについては、補助目的や補助範囲が明確となるよう、現在、補助要綱を策定しているところです。 ・決裁区分の誤りについては、文書管理システムにより訂正したところであり、今後においては、このような誤りを繰り返すことのないよう適正な事務処理に努めてまいります。

団体名	NHK杯カーリング選手権大会実行委員会(NHK杯カーリング選手権大会開催補助金)
結果と意見	<ul style="list-style-type: none"> ・補助団体の事務を市が担う場合は、諸規程に基づき必要な手続を行われたい。 ・補助金等交付概算払申請書の決裁区分の誤りがみられたので、適正な事務処理に努められたい。
措置結果	<ul style="list-style-type: none"> ・当該業務に従事させる職務命令の決裁処理を行いました。 ・概算払いの要件を満たしていることを確認の上、誤りの顛末について決裁いたしました。今後は、関係規程等に基づき適正な事務処理を徹底してまいります。